

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 42 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 29 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 46 件

国民年金関係 16 件

厚生年金関係 30 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年3月まで

私は、夫の母親から国民年金保険料はきっちりと納めておかなければいけないと言われたことをきっかけに、昭和55年3月ごろにA市役所で、私及びその夫の二人分の国民年金の住所変更の手続きを行い、保険料の納付を再開した。その後の保険料は、私が夫の分と一緒に、B銀行C支店で納付書により納付してきたと思う。

国民年金保険料の納付を再開してしばらくたった昭和56年ごろ、過去の保険料をさかのぼって納付できる期間があるという通知が来たので、夫と二人分の保険料をさかのぼって納付した記憶がある。保険料額は10万円まではいかないが、かなり大きな金額であったと記憶しており、納付書によりB銀行C支店で納付したと思う。

結婚以降、国民年金保険料は夫婦一緒に納付してきており、申立期間の保険料も夫と同様に納付したはずなのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年ごろにA市で、当時未納となっていた申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の夫は昭和56年1月6日に申立期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

また、オンライン記録を見ると、申立人及びその夫の納付行動が申立期間を除き一致しており、うち、納付日が確認できる昭和60年4月から平成16年3月までの期間については、すべて同一日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、過年度納付した申立期間に係る国民年金保険料額について「10万円まではいかないが、かなり大きな金額であった。」と陳述しているところ、申立期間に係る夫婦二人分の過年度保険料額は7万8,700円となり、おおむね符合している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするB銀行C支店は、昭和49年10月から申立人の主張する住所地に所在しており、申立期間当時、同支店で保険料の納付を行うことは可能であったことが、B銀行の回答により確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

これらの状況から、申立人が昭和56年1月に、その夫の未納国民年金保険料のみを納付し、自身の分については納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から48年3月まで
② 昭和48年7月から51年3月まで

国民年金の加入は、夫の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和39年8月から納付になっているので、私がこの時に近所の集金人に勧められて夫婦一緒に加入したはずだ。私が夫婦一緒に毎月保険料を納付すると手帳に印紙を貼^はってくれた。この方法がいつまで続いたかの記憶は無いが、その後、市役所から納付書が送られてくるようになり、納付期間のすべては、夫婦一緒に前納してきた。

夫の国民年金保険料の納付記録は、申立期間①及び②のうち、昭和48年10月から51年3月までは納付済みとなっているのに、私は申立期間①及び②の保険料が未納とされている。夫は48年4月から同年9月までの保険料は未納となっているが、期間が短いので申立てはしない。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金加入に関する記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月12日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人の夫の手帳記号番号は、35年12月8日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、39年8月に夫婦一緒に国民年金に加入したとする申立人の陳述と符合しない。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和46年11月12日に払い出さ

れたことから判断すると、申立期間①のうち、同年4月から48年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人は、集金人に納付したとする現年度納付をうかがわせる陳述をしているところ、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間①は納付済みとされていることがオンライン記録から確認できることから、申立人についても、46年4月から48年3月までの保険料を現年度納付していたと考えるのが相当である。

また、申立期間②について、昭和48年7月から51年3月までの期間が未納の記録になっているが、夫婦の納付状況を見ると、申立人の夫は、48年10月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付、49年1月から51年3月までの保険料を同年11月に過年度納付していることが特殊台帳から確認できるところ、夫婦は、納付済みとされているほとんどの期間について、同一の納付行動がとられていることがオンライン記録から確認できることから、申立人についても、申立期間②のうち、48年10月から51年3月までの保険料を申立人の夫と同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳到達まで国民年金保険料を完納している上、申立人の夫も昭和48年4月から同年9月までの期間を除き、60歳到達まで保険料を完納していることがオンライン記録から確認でき、夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

加えて、申立期間②のうち、昭和48年7月から同年9月までの3か月間について、前後の国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、当該期間の保険料を納めていなかったと考えるのは不自然であり、夫婦の納付意識の高さを踏まえると、当該期間の3か月間についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年7月から同年9月まで
昭和51年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料を納付したが、納付方法及び納付金額等に関する記憶は定かでない。A市B町の実家から同市C町に引っ越した後も、実家に頻りに出入りしていたので、納付書が実家に届いていたとしても、納付書を受領することは可能であり、申立期間の保険料を納付しないことはあり得ない。
申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に払い出されていることが確認でき、その手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の手続時期から、同年3月15日ごろであると推定できる。このことから、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、加入手続を行ったと推定される昭和51年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、種別変更手続を適切に行っていることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、昭和54年1月の納付記録欄には催告が行われたことを示すスタンプが押され、同年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間についても、催告を受け過年度保険料にかかる納付書を受け取って保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

会計事務所の税理士から指導を受け、国民年金の加入手続をした。その手続をした時期及び状況はよく覚えていない。手元にある国民年金手帳には「再交付」のスタンプが押されており「昭和37年11月22日発行」と記載されているので、昭和37年11月ごろにこの国民年金手帳を再交付されたと思う。市役所又は銀行で申立期間の国民年金保険料を納付したと思うが、そのときの状況をよく覚えていない。再交付以前の年金記録が抜けているのではないかと疑念を持っている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、税理士から指導を受けて国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人及びその妻は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、加入手続後に住所変更は無く、当時の生活状況にも特段の変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、夫は昭和 53 年ごろから、私は 54 年ごろから国民年金保険料の納付を始めた。申立期間は、夫婦で保険料を納めており、57 年から 59 年までの確定申告書の控えには二人分の国民年金保険料額が記載されている。

昭和 59 年 9 月に家を新築後、60 年から夫婦二人分の国民年金保険料納付が困難になったので夫の保険料のみを納付した期間もあったが、申立期間の保険料は必ず納めているので未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に夫婦で加入してから、自宅を新築し夫婦二人分の国民年金保険料納付が困難になった昭和 60 年まで申立人が夫婦の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、昭和 54 年 12 月に夫婦一緒に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

また、申立人の所持する申立期間当時の確定申告書控えを見ると、昭和 57 年、58 年及び 59 年の社会保険料控除欄には、二人分の国民年金年額保険料が記載されていることが確認できる上、申立期間に続く 60 年の確定申告書控えには、一人分の国民年金年額保険料額が記載されているところ、夫婦のオンライン記録を見ると、昭和 60 年度は夫のみ納付の記録になっていることから、昭和 59 年 9 月に家を新築し、その支払いが始まってからは夫婦二人分の保険料納付が困難になり、夫の保険料のみを納付したとする申立人の陳述に符合す

る。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の申立期間の保険料は現年度納付されている。

加えて、申立期間当時は夫婦の生活状況も安定しており、別段の変化は無かったと陳述していることから、夫婦のうち申立人のみが申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年6月まで

勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所から送られてきた書類で昭和36年4月に国民年金に加入した。加入手続き及び保険料納付は母がしてくれていた。40年8月に転職し厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険と国民年金は別のものと思っていたので、A市役所から届いた納付書で母が引き続き国民年金保険料を納めていた。

平成7年ごろ、A市役所へ年金相談に行ったところ、重複して国民年金保険料を納めていることが分かったが、還付はできないので未納のところに充当するとの回答をもらった。その時、A市役所で重複納付を確認した国民年金手帳は、妻が年金相談に行ったとき回収されてしまい残っていないが、還付を受けた記憶も無いし、母からも還付のことを聞いた記憶が無い。

申立期間の保険料は還付されていないので、昭和43年10月から44年2月までの期間及び同年5月の国民年金保険料の未納期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月に厚生年金保険加入後も引き続き国民年金保険料を納付していたが、その間の厚生年金保険と重複納付した保険料の還付を受けた記憶が無く、保険料納付を行っていた申立人の母親からも還付のことを聞いた記憶が無いと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の保険料納付に関する記録について、特殊台帳を見ると、昭和40年8月から41年6月までの欄が二重線で抹消され「カンブ済」と記録されていることが確認できる。

しかし、上記記録の「カンブ済み」の文字についても二重線で抹消されて

いる上、本来記録すべき、整理番号、決議年月日及び還付金額の記載が無いことから、還付手続が適正に処理されたものとは確認できず、申立期間の保険料が申立人に対し還付されたものとは考え難い。

一方、申立人は還付すべき国民年金保険料について、申立期間後の未納期間への充当を希望しているが、充当可能な未納期間は、還付時点で時効が成立していない未納期間のみであるところ、申立人が充当を望む昭和43年10月から44年2月までの期間及び同年5月の未納期間について、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格を40年8月に喪失した後、再取得した記録が無い上、当該未納期間は平成6年6月23日に追加されたことがオンライン記録から確認できる。これらのことを踏まえると、還付手続に着手したと考えられる時点においては、上記期間は未加入期間となっていたため、この期間の保険料に充当することはできなかつたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に未納となっていたが、昭和43年6月にA市に転居してから、集金人が来たので、妻が夫婦二人分を一緒に納付した。申立期間のうち、42年4月から同年6月までの保険料を43年11月1日に、42年7月から同年11月までの保険料を44年2月18日に納付した。納付した時に妻は集金人から妻名義の預り書を受け取った。金額は一人分であるが、二人分の預り書として受け取った。

申立期間のうち、昭和42年12月から43年3月までの未納国民年金保険料も、妻は納付時期を記憶していないが、同じ集金人が来たので夫婦二人分を一緒に納付した。この時も二人分として妻名義の預り書1枚を受け取ったが、のち預り書は紛失した。

申立期間の国民年金保険料を妻が納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、妻が過年度納付をしたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付に関する記録を見ると、夫婦が所持する国民年金手帳の印紙検認記録は、昭和41年4月から42年3月までの期間及び43年4月から49年3月までの期間の検認日は夫婦同一日であることが確認でき、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが分かる。

また、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの保険料を43年11月1日に、42年7月から同年11月までの保険料を44年2月18日に納付していることが、妻が所持する集金人が過年度保険料を収納し

た際に発行した当該期間の保険料の「預り書」から確認できる。

さらに、申立人及びその妻の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 5 月 7 日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、この時点から、夫婦一緒に同一日に国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立期間のうち、42 年 4 月から同年 11 月までの保険料についても過年度納付したものとするのが自然である。

加えて、申立人の妻の納付記録を見ると、昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの期間は未納となっていることがオンライン記録から確認できるところ、申立人の妻は「昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料についても納付時期は記憶に無いが、同じ集金人が来たので夫婦二人分を納付した。この時も自身の名義の「預り書」をもらったが紛失した。」と申し立てており、42 年 4 月から同年 11 月までを過年度納付していることから、同年 12 月から 43 年 3 月までの期間についても、同様に夫婦一緒に過年度納付したとしても不自然ではない。

そのほか、申立人及びその妻のオンライン記録から、夫婦の申立期間に近接する昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間について、当初、未納と記録されていたが、後に納付済みと訂正されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても記録の誤りがあった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私が大学生としてA県に在住していた申立期間の国民年金保険料をB県C市の実家にいた母親が納付していたということを当時から母親自身及び妹から聞いていた。母は地区長などの集金人に月額200円程度の保険料を定期的に納付していたらしいが、同居していなかった私には納付状況の詳細は分からない。しかし、母親は律儀な人間で、妹に対しては20歳以降の保険料を代納していたことが記録上でも確認されているので、私に対しても同様に代納してくれていなかったとは考え難い。申立期間について未納とする記録には疑問を感じるので、調査の上、納付記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間及び申立人の妹に係る20歳から婚姻（昭和48年12月）前までの期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達により資格を喪失する52年*月までの国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、申立人の妹は20歳到達月以降の国民年金加入期間について、すべて保険料の納付済み期間であり、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和44年4月に払い出されている上、申立人の所持する国民年金手帳によると、i) 当該手帳の発行日については、同年4月4日と印字されていること、ii) 国民年金の資格喪失日については、共済組合員の資格取得日であり、かつ、手帳発行日からさかのぼる同年4月1日である旨記載されていること、iii) 申立人は申立期間において学生であったにもかかわらず、

その期間の被保険者の種別については、時効までさかのぼって保険料を納付することができる強制加入被保険者である旨記載されていること、iv) 氏名欄、住所欄、資格取得日欄及び資格喪失日欄が同一の筆跡で記載されていることが確認でき、申立人について同年4月からD県E市で勤務を始めたことを承知していた申立人の母親が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付する目的で、当該手帳の発行日のころに加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、上記の国民年金手帳によると、昭和42年度及び43年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られていることが確認でき、当該検認台紙はC市から社会保険事務所（当時）に進達され、申立期間に係る過年度納付書が同事務所から発行されたものと推認されることから、納付意識が高く、申立人に係る国民年金保険料をさかのぼって納付するために加入手続を行ったと考えられる申立人の母親が、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

昭和48年10月に私が会社を退職した後、老後の生活を心配した妻が速やかに私の国民年金の加入手続を行い、加入後も直ちに国民年金保険料の納付を開始し、以来欠かさず保険料を金融機関で納付していた。このことは妻自身も証言しており、加入の際に発行された国民年金手帳にも同年11月に資格を取得し、平成4年2月に資格を喪失したと記載されていることから間違いない。ところが、近年加入当初の5か月間が未納とされていることを知らされて非常に驚いている。妻はきちょうめんな性格なので、加入から5か月も保険料の納付開始が遅れたり、まして納付を忘れてたりすることは考え難く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査の上、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻も、加入手続を行って以降、その直後の期間を含め、国民年金被保険者期間について、保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、申立人が昭和48年10月に会社を退職後、直ちに国民年金への加入手続を行い、同時に国民年金保険料の納付を開始したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年12月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳は同年11月29日に発行され、同年11月1日に資格を取得し

た旨記載されていることが確認できることから、このころに厚生年金保険の資格喪失後、遅滞なく、国民年金への加入手続が行われたものと推認され、申立人の主張と一致しており、納付意識の高い申立人の妻が現年度納付が可能な申立期間（5か月）の保険料を納付したとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年9月まで

私は、夫の母から国民年金の加入を勧められ、結婚後の昭和49年10月に、夫の両親に連れられて区役所へ出向き、任意加入手続を行った。

それ以来、区役所から送られてくる納付書により、私が区役所で国民年金保険料を納付してきた。加入当時に、定期的に納付していた保険料額は、6,000円から7,000円ぐらいであったと記憶している。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、それ以来、区役所から送付されてくる納付書により、区役所で国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年6月ごろに加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人の所持する当時の年金手帳を見ると、加入当初においては、申立人は強制加入被保険者として取り扱われ、申立人が会社を退職したとされる49年10月1日までさかのぼって同被保険者の資格を取得していることが確認できる。したがって、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間のうち、52年3月以前の保険料は、過年度保険料となることから、区役所の納付書が送付されることは考え難い上、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所で保険料を納付することができな

かったものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和 49 年 10 月に国民年金に加入し、申立期間のうち、52 年 3 月以前の国民年金保険料を区役所の納付書で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月以前の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた昭和 52 年 6 月時点において、申立期間のうち、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、区役所の納付書で納付が可能な現年度保険料である上、当該期間は 6 か月間と短期間である。

また、申立人は、夫の母親に勧められ、国民年金に任意加入することを目的に、夫の両親に連れられて区役所へ出向いたとしていることから、国民年金保険料を納付する意思を有して加入手続を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が記憶する国民年金に加入当時の国民年金保険料額は、昭和 52 年度当時の 3 か月分の保険料額とほぼ一致していることなどを踏まえると、保険料を納付する意思を有して加入手続を行った申立人が、加入当初の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間、38年12月から41年2月までの期間及び42年1月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、37年4月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

私は、区役所の近くで店を経営していたころ、客としてよく来てくれていた区役所年金係の職員と、店で年金のことが話題となり、その当時は、私自身が過去に国民年金及び厚生年金保険に加入していたことを知らなかったため、年金に加入したことが無いと話すと、同職員から、「今、国民年金に加入すると、国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と勧められたので、夫婦の国民年金の加入手続を依頼した。

その後、同職員が店に持参してくれた納付書により、妻が自宅付近の郵便局で、夫婦二人分の国民年金保険料として20万円ぐらいをまとめて納付したことを覚えている。

申立期間については、申立期間のうち、現在記録されている私の国民年金保険料の納付済期間及び厚生年金保険の加入期間を含めて、夫婦共に保険料を納付しているはずであるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、第2回目の特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月に加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人の所持する当時の年金手帳を見ると、夫婦共に国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得したことが記載されており、それぞれの特例納付の資格取得日も一致している。

その上、申立人の申立期間のうち、37年10月から38年11月までの期間及び41年3月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録については、平成16年12月に追加訂正されるとともに、昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付済期間(昭和36年3月払出しの別の国民年金手帳記号番号による納付記録)の記録については、平成18年5月に追加訂正され、既に追加訂正されていた厚生年金保険の被保険者期間と重複する昭和37年10月から同年12月までの保険料を還付したことが、申立人のオンライン記録により確認できることから、夫婦で国民年金に加入したとみられる50年12月当時において、申立期間は、記録上、すべて国民年金の強制加入被保険者期間であったことが認められる。

また、申立人夫婦が記憶する納付金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人は、当時における区役所職員とのやりとりについて詳細、かつ、明瞭に記憶している上、その後の調査で、当該元職員の存在が確認できたことから、同氏に事情を聴取したところ、今となっては具体的な内容は記憶していないが、当時は、区役所年金係に所属しており、申立人夫婦のことはよく承知していると陳述するなど、申立内容を裏付けている。

さらに、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和48年1月以降、申立人が経営不振等により国民年金保険料の納付が困難になったとして申請免除が開始される56年4月直前まで保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち、昭和37年10月から38年11月までの期間及び41年3月から同年12月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

夫が区役所の近くで店を経営していたころ、客としてよく来てくれていた区役所年金係の職員と、店で年金のことが話題となり、夫婦共に年金に加入したことが無いと話すと、同職員から、「今、国民年金に加入すると、国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と勧められたので、夫婦の国民年金の加入手続を依頼した。

その後、同職員が店に持参してくれた納付書により、私が自宅付近の郵便局で、夫婦二人分の国民年金保険料として20万円ぐらいをまとめて納付したことを覚えている。

申立期間は、夫婦共に国民年金保険料を納付しているはずであるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係る国民年金の加入時期を調査すると、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、第2回目の特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月に加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人の所持する当時の年金手帳を見ると、夫婦共に国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得したことが記載されており、それぞれの特例納付の資格取得日とも一致している。

また、申立人夫婦の記憶する納付金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人は、当時における区役所職員とのやりとりについて詳細、かつ、明瞭に記憶している上、その後の調査で、当該元職員の存在が確認できたことから、同氏に事情

を聴取したところ、今となっては具体的な内容は記憶していないが、当時は、区役所年金係に所属しており、申立人夫婦のことはよく承知していると陳述するなど、申立内容を裏付けている。

さらに、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和48年1月以降、申立人が経営不振等により国民年金保険料の納付が困難になったとして申請免除が開始される56年4月直前まで保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から52年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

高校を卒業してからは、ずっと家業の手伝いをしており、母が国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

加入手続及び国民年金保険料納付については関与していないため、詳細は分からないが、一緒に保険料を納付してきたはずの母及び住み込み従業員の保険料は納付済みとされているのに、申立期間①に係る私の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、夫の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであり、夫の保険料は納付済みとなっているのにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和53年5月10日に払い出されており、この国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料は、制度上、納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間②を除き、国民年金保険料の未納は無い上、60歳到達以降も任意加入している期間もあるなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は3か月間と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している上、一緒に納付していたとする夫の保険料は納付済みとなっており、納付意識の高い申立人が保険料を、夫の分のみ納付し、自身の

分を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号の払出時点においては、当該期間のうち、昭和42年2月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、昭和52年度欄に「53 催」と納付催告の押印があり、申立期間①の直後の期間である昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料について、同年10月に過年度納付していることが確認できる一方、それ以前の期間については納付催告の事跡は見られない。

さらに、申立期間①については、特例納付制度を利用して一括納付することが可能であるものの、申立人は母から、過去の未納国民年金保険料を一括して納付したことを聞いた記憶は無いともしている。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、申立期間①の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の母は既に他界しており、当該期間の保険料納付に係る周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期であり、両社はともにC社（現在は、D社）の関連企業で、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の申立人に係る退職証明書及び同社の総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もC社の関連企業であるA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年11月1日であることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方

が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与より低い額で記録されていることが分かった。

標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細に係る手書きメモ及び平成 6 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から判断して、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、申立期間当時に同社の役員であった者は、当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成14年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成8年4月1日から14年5月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の退職届及び賃金台帳により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、B社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにおいても、同社が申立人の資格喪失日を平成14年5月1日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からグループ会社であるB社に転籍した時期であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の陳述及び申立人と同一日にほかのグループ会社からB社に転籍した複数の同僚の転籍元における資格喪失日の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和61年4月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和61年4月1日と届け、同年3月の保険料も納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料は無く、一方、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA組織B本部における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から27年4月1日まで

私は、昭和26年11月1日から27年4月1日までの期間において、A組織B本部が管轄していたI組織のD業務を行う「C社」で勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

「C社」の前に勤務していた「E社」は、「C社」と同じA組織B本部が管轄し、厚生年金保険にも加入しているのに、「C社」に勤務していた申立期間の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A組織B本部が管轄する「C社」に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

そこで、A組織B本部(C社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間の全期間において健康保険の被保険者であったことが確認できる。

一方、当該被保険者名簿の申立人に係る厚生年金保険記号番号欄は空欄となっているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る「厚生年金保険個人別台帳」によると、申立人主張の申立期間と一致する「取得年月日昭和26年11月1日、喪失年月日27年4月1日」と記載された記録が確認できる。また、

日本年金機構F事務センターは、「申立人に係る厚生年金保険個人別台帳により、申立人は、昭和26年11月1日から27年4月1日までの期間において、厚生年金保険に加入していたものとみられる。」旨回答しており、社会保険事務所における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、A組織B本部に係る資料を引き継いで管理しているG部門H事務所に照会したところ、「当事務所保管の厚生年金保険個人台帳によると、申立人が申立期間の全期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。」旨の文書回答が得られた。

加えて、上記被保険者名簿から200人を抽出して調査したところ、申立人を含む2人を除き、いずれも厚生年金保険と健康保険の両方に一体として加入していることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組織B本部における昭和26年11月の社会保険事務所の記録(健康保険)から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成16年4月2日から17年3月31日までC事務所にD業務従事者として採用された。

したがって、本来、厚生年金保険の資格喪失日が平成17年4月1日となるところ、社会保険事務所（当時）の記録では同年3月31日となっているため、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白期間が生じている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び人事通知書により、申立人はC事務所に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のA社B支社における平成17年2月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成17年4月1日と届け出るべきところ、事務過誤により同年3月31日を資格喪失日として社会保険事務所に届け出た旨を陳述していることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成17年4月については17万円、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間については26万円、18年1月については24万円、同年2月から同年6月までの期間については26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から18年7月1日まで

私は、A社に平成17年4月1日に入社し、同年7月1日付けでB部門管理者に異動したことにより、給与支給額は多くなったが、標準報酬月額は当初の届出のままとなっている。申立期間の給与支払明細書は、すべて残っており、その明細書を見ると、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく保険料より高い保険料が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社で支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月については17万円、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間に

については 26 万円、18 年 1 月については 24 万円、同年 2 月から同年 6 月までの期間については 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 5 月、同年 6 月及び同年 9 月については、当該期間の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、平成 17 年 5 月、同年 6 月及び同年 9 月については、標準報酬月額に係る記録の訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月11日、同年12月25日、16年12月25日及び17年12月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を15年8月11日は20万円、同年12月25日は10万円、16年12月25日は25万円、17年12月25日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年8月25日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月22日

A社において申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、私が所持する給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額

のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び⑤の標準賞与額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年8月11日は20万円、同年12月25日は10万円、16年12月25日は25万円、17年12月25日は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月11日、同年12月25日、16年12月25日及び17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑥及び⑦については、申立人提出の給与明細書によると、平成17年8月25日、18年8月10日及び同年12月22日に支給された賞与において、当該賞与に係る保険料は「会社負担」と記載されているところ、事業主は、「申立人のこれら申立期間の賞与支給額が低額となったため、申立人の負担を軽減するため保険料は会社負担とした。しかし、申立人の保険料を負担したことを証明できる賃金台帳及び会計帳簿等はない。」旨回答していることなどから、申立期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④、⑥及び⑦について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月3日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和29年8月3日から正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにB社の在籍証明書及び人事記録から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後（昭和29年7月3日から同年9月まで）に被保険者資格を取得している10人について、B社に入社日を照会したところ、そのうちの9人が入社当月から資格を取得していることが確認できた。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人と同じ昭和29年に資格を取得している上記とは別の同僚5人（申立人と同じ中途入社の人を含む。）について雇用保険の記録を見ると、全員が厚生年金保険と雇用保険の資格を同じ日に取得していることが確認できる。

加えて、申立人を覚えている同僚は、「私のような新卒採用者でも入社と同時に厚生年金保険に加入しているのに、大卒で他社からスカウトされた申立人が、採用から一定期間厚生年金保険に加入していなかったということは考えら

れない。」と陳述しているところ、当該同僚が申立人と同様に他社からスカウトされ中途入社したとする者は、入社したとされる日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成16年2月29日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、回答が得られなかったため不明であるものの、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成16年2月29日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成8年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA組織（現在は、B組織）C部門における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A組織D部門から同組織C部門に転勤した時期に当たるが、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B組織から提出された人事記録、及び申立人から提出された給与明細書から、申立人がA組織で継続して勤務し（平成8年3月1日にA組織D部門から同組織C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B組織は、「申立期間当時、使用していた人事管理システムでは、異動元において異動日を入力すると、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る各届出書が自動印刷される仕組みになっており、資格喪失日と資格取得日が相違することはあり得ない。」としているところ、同組織が保管している申立人に係る当該システムの出力帳票（平成8年3月14日作成）を見ると、申立人の異動日は平成8年3月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間とは異なるものの、平成14年に申立人と同様に、A組織D部門から同組織C部門に異動した二人に係る前述の人事管理システムの出

力帳票を見ると、出力帳票に記載された異動日とオンライン記録の資格喪失日及び資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成8年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立人のA組織C部門における平成8年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成2年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年2月1日まで

私は、平成元年7月22日にA社に入社し、2年1月31日に退職した。在職期間の最後の1か月のみ勤務形態等が変更になったことはなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された勤務証明書、B厚生年金基金(現在は、C企業年金基金)より提出された加入者適用記録照会及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述のB厚生年金基金の加入者適用記録照会によると、申立人が平成元年7月22日に同基金の加入者資格を取得し、2年2月1日に資格を喪失していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、A社は、「申立期間当時、厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届は7枚複写の様式を使用しており、B厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類が同基金から社会保険事務所に提出されていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成2年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D工場における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

私は、A社に高校卒業後の昭和45年4月1日に入社し、現在も継続して勤務しているが、入社から46年4月1日までの1年間については、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間においてもA社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人は、人事記録から昭和45年4月1日に当社に入社していることが明らかであるので、申立期間に係る保険料を控除し、当該保険料を社会保険事務所（当時）に納付しているはずである。」と回答している。

さらに、申立人がA社D工場に同期入社したとする高校卒業者の同僚一人は、同社に係る厚生年金保険被保険者原票により、入社日と同じ昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月1日に同期入社したとする同僚の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付しているはずである旨回答しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年4月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年1月26日）及び資格取得日（昭和46年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月26日から同年3月1日まで

私は、昭和42年8月にA社C工場に入社し、47年6月に退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間については、厚生年金保険に未加入となっているが、同社D工場へ一時的に応援に行った期間であると思うので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C工場において昭和42年8月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年1月26日に資格を喪失後、同年3月1日に同社C工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社D工場において申立人と同じ職種であった同僚の陳述から、申立人が申立期間において同社C工場から同社D工場へ応援に行き、同社で継続して勤務していたことが推定できる。

また、申立期間当時にA社C工場で厚生年金保険被保険者であった複数の従業員は、「A社C工場から同社他工場へ応援に行く場合、同社C工場に戻ることが決まっていれば、当該応援者の身分は、応援期間においても同社C工場の社員のままであったと思う。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、A社に3年間勤務したが、通勤時間が長かったため、退職した。その後、自宅近くで就職先を探したが見つからず、専門学校へ1年近く通った後、B社に就職した。

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無く、脱退手当金が支給されているとのことである。脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には当該表示が無いことから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたとは考え難い。

また、申立人は、「A社は、長時間通勤に疲れたために退職した。その後、自宅近くで就職先を探したが見つからず、やむを得ず専門学校へ1年近く通った後、B社に就職した。」と陳述していることから、A社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していなかったものとするのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性11人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある者は申立人を含め3人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年8月1日に、資格喪失日に係る記録を25年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年8月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは5,700円、同年5月から25年1月までは7,000円、同年2月から同年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から25年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社でB業務従事者及びC業務従事者の仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に従事した業務について具体的に陳述しているところ、申立人が記憶している同僚6人全員が、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録があることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、当該同僚のうち、昭和22年12月1日に資格を取得している者は、「申立人は自分より半年ほど前に入社していた。」と陳述している。

また、申立人は入社した時期について、「私がA社に入社した当日に、海水浴に行こうと誘われたから、当該事業所に入社したのは夏であったと思う。」と陳述していること、及び申立人は退社した時期について、「自宅から遠距離通勤をしていたが、夏場の暑い時期に混雑した電車で長時間乗ることに耐えられなくなったので、3年ほど勤務して夏場に退社したと思う。退社した時はD駅前にあったE社建物のF業務を担当していたし、別の建物のF業務を担当す

る話もあった。」と陳述しており、E社の総務担当者から当該陳述を裏付ける陳述が得られたことから判断すると、申立人の申立内容は信ぴょう性が高く、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時の業務内容をB業務従事者及びC業務従事者であったと陳述しており、前述の同僚は、申立期間同時に申立人と同じ業務を担当していた者は申立人を含め3人であったと陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人以外の2人は厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人及び上述の同僚は、申立期間当時のA社における従業員数を「30人から40人程度であった。」と陳述しているのに対し、上述の被保険者名簿に記載されている被保険者数が28人から78人で推移しており、本社のほかにも事務所があったことを考慮に入れると、申立期間当時、当該事業所においてはほぼ全員の従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同年代で同種の仕事に従事していた元従業員の記録から、昭和22年8月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは5,700円、同年5月から25年1月までは7,000円、同年2月から同年7月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和28年7月28日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから不明であるが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る22年8月から25年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、A社B工場に現在も勤務中であり、申立期間は、同社B工場からグループ会社であるC社へ出向になった時期であるが、継続して勤務していたことは間違いなく、A社B工場から事務過誤を認める証明書も提出されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が提出した在籍証明書(写)及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社の関連会社に勤務し(平成5年6月1日にA社B工場からC社に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成5年4月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを履行していないと認めていることから、事業主が平成5年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和56年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月5日から同年9月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支店(厚生年金保険の適用事業所名はA社D支店)から同社E支店(厚生年金保険の適用事業所名はA社B支社)に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和56年8月5日にA社C支店から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和56年9月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から同年9月16日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月11日から平成2年8月1日まで
② 平成3年2月27日から同年6月1日まで
③ 平成3年6月1日から同年9月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬額と違っていただけ並びに申立期間②の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、B市にあるC社から関連会社のA社D支店に給与及び待遇の向上を条件に異動したのに、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が18万円となっているが、同時期の報酬額は21万円と交通費が支給されていたように思う。申立期間②は、同社本社がE県F市からG区に移転後も同社本社H部門で勤務し、その後、時期ははっきり覚えていないが同社I支店へ異動しH部門等で継続して勤務していたのは間違いない。申立期間③は、同社の業務不振から給与の遅配等があった時期であるが、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっており、その期間だけ給与が下がった記憶が無く、報酬額は26万円と交通費が支給されていたと思う。

申立期間①及び③について、いずれも正しい標準報酬月額に訂正するとともに申立期間②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間

の標準報酬月額を、20万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月11日）の後の平成4年3月4日付けで、3年6月にさかのぼって標準報酬月額を9万8,000円に引き下げていることが確認できる。

また、元従業員一人は、「申立期間当時、給与計算及び社会保険事務関係はすべてA社本社で行っていた。申立人は、同社I支店のH部門等で退職するまで勤務していた。」と陳述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、係る処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立人は、申立期間③において、給与として26万円と交通費が支給されていたと申し立てているが、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主及び役員に照会しても回答が得られず、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、その主張する標準報酬月額（26万円程度）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、A社から月額21万円と交通費を合わせた給与を得ていたと申し立てている。

しかし、A社の事業主及び役員に対し、文書照会を行ったが回答は得られなかったため、申立人の申立期間における保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、申立期間に被保険者記録がある合計181人のうち、所在が判明し、回答が得られた5人全員が「ねんきん定期便等で確認した申立期間当時の自身の標準報酬月額と、実際に支給されていた給与額に相違は見られない。」と陳述しており、申立期間当時の標準報酬月額に関する記録に不自然な点があると回答した者はいなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額（21万円程度）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成3年2月27日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同年6月1日に再度、新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び役員に照会を行ったが、回答が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、申立人と同一日に被保険者資格を喪失及び取得している従業員の合計61人のうち、回答及び聴取することができた5人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と陳述しており、申立期間の保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円と記録されているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年7月1日まで

育児休業期間中である申立期間の標準報酬月額については、A社の誤った届出により低い金額(9万8,000円)で決定されてしまった。同社が記録訂正の届出を行った結果、正しい標準報酬月額(32万円)に訂正されたが、厚生年金保険法第75条の規定により、既に時効になっていた申立期間については、年金額の計算上は訂正前の標準報酬月額のままとされている。(記録上は75条該当とされている。)訂正後の標準報酬月額により保険給付がなされるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(32万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、当該規定に基づき、育児休業期間中(平成 18 年 1 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで)に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

また、育児休業に係る厚生年金保険料の免除期間中は、当該育児休業取得直前の標準報酬月額が保険給付に用いられるとされているところ、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間(当該期間のうち、平成 18 年 1 月から同年 8 月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間)に係る標準報酬月額は、17 年 9 月の標準報酬月額を随時改定により 32 万円と記録されていることが確認できる。

したがって、申立人に係る育児休業期間中である平成 18 年 1 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までの期間については、育児休業取得直前の標準報酬月額を基に年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、育児休業取得直前の標準報酬月額の記録から、32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円と記録されているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年7月1日まで

育児休業期間中である申立期間の標準報酬月額については、A社の誤った届出により低い金額(9万8,000円)で決定されてしまった。同社が記録訂正の届出を行った結果、正しい標準報酬月額(32万円)に訂正されたが、厚生年金保険法第75条の規定により、既に時効になっていた申立期間については、年金額の計算上は訂正前の標準報酬月額のままとされている。(記録上は75条該当とされている。)訂正後の標準報酬月額により保険給付がなされるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初9万8,000円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月に32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(32万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、当該規定に基づき、育児休業期間中（平成 17 年 12 月 19 日から 20 年 3 月 31 日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

また、育児休業に係る厚生年金保険料の免除期間中は、当該育児休業取得直前の標準報酬月額が保険給付に用いられるとされているところ、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成 17 年 7 月から 18 年 8 月までの期間（当該期間のうち、平成 17 年 12 月から 18 年 8 月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、17 年 7 月の標準報酬月額の随時改定により 32 万円と記録されていることが確認できる。

したがって、申立人に係る育児休業期間中である平成 17 年 12 月 19 日から 20 年 3 月 31 日までの期間については、育児休業取得直前の標準報酬月額を基に年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、育児休業取得直前の標準報酬月額の記録から、32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月29日に支給された賞与において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月29日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、平成16年12月29日に支給された賞与についての記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社の賞与支払明細書を提出するので、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書により、申立人は、平成16年12月29日に支給された賞与において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月29日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年5月21日）及び資格取得日（昭和39年9月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年9月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和39年4月1日にA社へ入社後、転勤はあったが、退職する平成13年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C工場において、昭和39年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年9月5日に同社C工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の年金記録漏れは、他工場へ実習に行った際に当社が手続ミスをしたためと考えられるが、申立人からは、申立期間の保険料を控除していた。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和39年4月及び同年9月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和49年7月1日、資格喪失日は同年11月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年12月5日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社にB業務従事者として勤務していた昭和48年8月から49年12月5日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

A社に入社する際に、事実と異なる生年月日を申告したことが原因かもしれないが、当該期間に正社員として同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社に在籍していたことが確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社にB業務従事者として勤務していたことが推認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、生年月日が申立人と異なる(昭和28年*月*日ではなく24年12月2日と記録)ものの、申立人と同姓同名である基礎年金番号に未統合となっている昭和49年7月1日から同年11月26日までの期間に係る被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「職業紹介所のあっせんでA社に入社した当時、若年者であるとして職場で甘く見られないように事実と異なる生年月日を申告した。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認でき、申立人と一緒にB業務従事者として勤務していたとする同僚は、「当時、申立人以外に申立人と同姓の者は、A社に勤務していなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和49年7月1日、資格喪失日は同年11月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和48年8月から49年7月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年7月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和49年1月ごろに職業紹介所のあつせんでA社にB業務従事者として入社したが、正社員となるのは7か月後であり、それまでの期間は厚生年金保険に加入できないという説明を受けたことを覚えている。」旨陳述している上、上記名簿から、申立期間に同社での在籍が確認でき、申立人と同一職種のB業務従事者であったとする別の複数の同僚も、「A社では、試用期間があり、入社後すぐには社会保険に加入していない。」旨陳述しているほか、申立期間当時に同社の経理事務を担当していたとする同僚は、「A社では、B業務従事者について、期間は区々であつたものの、試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、B業務従事者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間のうち、昭和49年11月26日から同年12月5日までの期間について、申立人は、A社を退職した時期について、「年末の繁忙期前に退職した記憶があることから、申立期間の末日を昭和49年12月5日とした。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年11月25日に被保険者資格を取得していることが確認でき、B業務従事者であったとする者は、「申立人のことは覚えていない。」旨回答している上、上記名簿から、当該申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該申立期間における申立人の同社在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成12年4月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主並びに社会保険関係事務及び給与計算事務を担当していたとされる同僚は、既に死亡しているため、申立期間のうち、昭和48年8月から49年7月1日までの期間及び同年11月26日から同年12月5日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和48年8月から49年7月1日までの期間及び同年11月26日から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和48年8月から49年7月1日までの期間及び同年11月26日から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支社C部門に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、38万円の給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間における給与額に関する資料から、申立人は、申立期間において、オンライン記録における標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間に係る標準報酬月額を26万円として届出を行ったが、これには本来給与額に含めるべき手当等が算入されておらず、また、平成9年4月の時点で申立人の給与額が変動する事情も無かったことから、本来の標準報酬月額は、同年3月までの標準報酬月額と同じ38万円であったと思う。社会保険事務所への標準報酬月額に係る届出は誤ったが、38万円の標準報酬月額に基づいて保険料を控除したと思われる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったことを認めている上、同社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の標準報酬月額が26万円と記載されていることから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成6年5月1日）及び資格取得日（平成6年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料控除が記載された給与支給明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和63年3月22日に厚生年金保険の資格を取得し、平成6年5月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、給与支給明細書、雇用保険の記録等により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているものの、事業主から申立人に

係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、39万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 20 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額から、39万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、40万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 20 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額から、40万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、25万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 20 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和40年ごろに、A市において、自分で国民年金の加入手続をし、B市に転居し、途中会社勤めを経ながらも、国民年金へ再加入するたびに同市役所へ手続に行き、厚生年金保険被保険者の資格期間以外の期間は漏れなく国民年金保険料を納付してきた。しかし、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

申立期間当時の国民年金保険料はいくらだったかは覚えていないが、毎月又は2か月から3か月ごとに市役所及び郵便局に払込みに行っていた。母親から国民年金はどんなことがあっても納めなさいと言われていたので、生活は楽ではなかったけれども、納付を怠ったことは無く、後で納付したということも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月末日に会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、遅滞なくB市で国民年金の再加入手続を行い、同年12月以降の国民年金保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和39年12月25日にA市で国民年金被保険者資格を取得して以降、49年2月20日に資格を喪失するまでの期間、資格得喪記録が無いことが確認でき、厚生年金保険と国民年金の切替手続を遅滞なく行ってきたとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人がA市で受け取った国民年金手帳は、最長昭和44年度までしか使用できず、遅くとも45年度中に市役所で手帳の更新手続を行う必要があるが、申立人は、手帳の更新を受けた記憶が無く、申立期間の国民年金保険料

を印紙検認方式で納付していた記憶も定かではない。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間は未納とされており、オンライン記録と符合している。

加えて、申立期間後の昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年10月から49年1月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿から確認できるところ、申立人は、1年以上の長期にわたる未納の催告を受けた記憶は無く、まとめて納付した記憶は無いと陳述している上、申立期間につき過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和51年春ごろ、夫婦でA市役所に行き、ともに国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、私が、毎月、駅前の銀行に行き、市役所から送られた用紙に現金を添えて、夫の分といっしょに納付した。

夫が昭和51年4月から国民年金保険料を納付しているのに、夫に国民年金加入を勧めた私の保険料の納付開始が夫よりも遅れ、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年春ごろにA市で夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、同年4月以降の国民年金保険料も、申立人が夫婦二人分を毎月納付していたと申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金の加入時期をみると、申立人の夫については昭和51年11月1日に加入していることが、夫に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認できるが、申立人については54年3月5日に加入していることが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、夫婦に係る当該被保険者名簿については、資格取得年月日、転出日が適正に記載され、処理欄に担当者の押印があることから、申立人の加入に係る届出年月日についても正確な記載がなされていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の加入時点において、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料は時効により制度上納付できず、52年1月から53年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、当時未納保険料をまとめて納付した記憶が無いと陳述している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで国民年金保険料を納付し、52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料を現年度納付するには別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、A 市を管轄していた B 社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を視認し、各種の氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 2 月までの期間及び 2 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 2 月まで
② 平成 2 年 6 月

私は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 63 年 7 月に、会社からもらった年金手帳を持って A 社会保険事務所（当時）に行き、国民年金第 1 号被保険者資格の取得に係る届出を行い、納付書に現金を添えて銀行等で国民年金保険料を納付した（申立期間①）。

また、再度厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 2 年 6 月にも、年金手帳を持って B 社会保険事務所（当時）に行き、第 1 号被保険者資格の取得に係る届出を行い、上記と同様に国民年金保険料を納付した（申立期間②）。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した時使用した納付書は、各社会保険事務所（当時）から送られたものであった。私は、納期限の過ぎた過去の年度の保険料をさかのぼって納付した記憶はない。

私は、旧姓で国民年金保険料を納付した記憶があり、読み方が難しいことが原因で記録が抜けているのかもしれない。

私は、送られてきた納付書をそのまま放置することだけはしないという自信があるので、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 63 年 7 月に A 社会保険事務所で、国民年金第 1 号被保険者資格の取得に係る届出を行い、同社会保険事務所から送られた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付し、申立期間②について、平成 2 年 6 月に B 社会保険事務所で、国民年金第 1 号被保険者資格の取得に係る届出を行い、同社会保険事務所から送られた納付書により申立期間の保険料

を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の加入手続日（第3号被保険者資格の取得）から平成8年8月7日と推定でき、申立内容と符合しない。また、当該加入時点において、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を制度上納付できない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書を社会保険事務所から入手したと主張しているが、当時社会保険事務所ではこのような取扱いを行っておらず、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、各種の氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

私がA職をしていた昭和38年8月から41年10月ごろまでの期間に、B市にあった実家に住んでいた母が私の国民年金の加入手続を行い、私が会社を退職し、C市で自営し始めた昭和44年11月ごろまで、私の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

母は既に亡くなっており、詳しいことは聞けないが、母は申立期間の保険料も納付してくれていたと思うので、記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に住んでいた母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の手帳記号番号の払出しを受けている申立人のいところに係る特殊台帳を見ると、昭和42年7月10日に手帳が発行されたとする事跡が確認でき、また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立人が同年10月から保険料納付を開始していることが確認できることから、申立人についても同年7月10日に手帳が発行されたものと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳発行時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月以前の国民年金保険料について時効により制度上納付することができず、同年4月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立人は申立期間直後の同年4月から42年3月までの保険料を43年12月20日に過年度納付していることが確認できるものの、それ以前の期間について過年度納付を示す事跡は無い。

加えて、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間は未納とされており、オンライン記録と符合している上、同名簿の記録に不自然さはいかがえない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を担当していた申立人の母は既に死亡していることから申立期間当時の具体的な納付状況を確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年2月までの期間及び59年5月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年11月から53年2月まで
② 昭和59年5月から62年6月まで

昭和52年11月から53年2月までの国民年金保険料は納付した記憶が定かでないが、未納が無いように納付していたはずである。

昭和62年7月以降の国民年金保険料については、妻が近所の銀行で自身の保険料と一緒に納付してくれたが、59年5月から62年6月までの保険料については、役所から送られてきた納付書を使って、仕事中に、私が、A郵便局に立ち寄って納付した。役所は私の未納期間を把握して、その未納期間に係る納付書を送付してきたはずである。その納付書を使って自分の保険料をまとめて納付した。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、記憶が定かでないが納付したはずであり、申立期間②の保険料について、役所から送られてきた納付書を使って郵便局でまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格の取得及び喪失に関する状況をみると、特殊台帳から、申立人が昭和47年9月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、国民年金被保険者資格を喪失しているが、その後、国民年金被保険者資格を再取得した形跡は無い上、オンライン記録の変更記録を見ると、申立人が53年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し59年5月1日に同資格を喪失したことが平成元年10月に追加されていることが確認できる。なお、オンライン記録では昭和52年11月30日に国民年金被保険者資

格を取得した記録となっているが、この資格の取得記録の追加された日は確認できないが、特殊台帳には記載されていないことから、上記厚生年金保険の資格が追加された平成元年10月に同様に追加されたものと推測される。

上記のことから、申立人の国民年金の資格の取得及び喪失の状況は、昭和47年9月20日に国民年金被保険者資格を喪失した後、平成元年10月に資格得喪記録が追加されるまで、申立期間①及び②は国民年金未加入期間とされていたと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の保険料納付に関する状況をみると、オンライン記録から、平成元年10月に申立期間②に続く昭和62年7月から平成元年3月までの保険料を、同年10月及び2年6月に分けて過年度納付していることが確認できるところ、最初の過年度納付を行った元年10月時点において、申立期間②の保険料は時効の成立により制度上、納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料納付に関する記憶は定かではなく、申立期間②に係る保険料納付に関する記憶については、まとめて納付したと陳述するものの、保険料額、納付時期及び納付回数に関する記憶は定かではなく、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から48年7月まで

私は会社を退職した昭和40年又は41年ごろに国民年金への加入手続きを行ない、その後結婚するまでの期間については、記憶は定かではないものの、おそらく自分自身で国民年金保険料を納付していたと思うが、あるいは当時同居していた叔母などに納付を任せていたかもしれない。一方、結婚後については先妻に保険料納付を任せていたため、納付状況の詳細は定かではないが、申立期間当時先妻は自身では厚生年金保険に加入しながら、私の国民年金についても、おそらく納付書によって、その時々々の保険料を定期的に銀行及び郵便局で納付していたはずである。当時の保険料納付を証明するものは何も残っていないが、先妻はきちょうめんな性格なので、保険料を未納にすることは考え難い。申立期間について、調査の上、納付記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、申立期間を通じて納付書によって定期的に金融機関で納付していたとしているが、A市によると、同市において納付書による現年度保険料の納付が可能になったのは昭和49年4月以降であり、申立期間を含む同年3月以前の時期においては現年度保険料は印紙検認方式によって徴収していたことから、申立人の主張は当時の同市における徴収制度と一致しない。

また、上記の徴収制度を踏まえて申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認状況をみると、昭和42年度から45年度までの印紙検認記録欄において、いずれの月についても検認印が押されておらず、切り取られずに残された印紙検認台紙には印紙の貼付がなされていないことが確認できる。この状況は、

申立人に係るA市の被保険者名簿（紙台帳）及び被保険者記録（電算）において、申立期間が未納期間とされている状況と整合していることから、申立期間を通じて国民年金保険料が現年度納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間を通じて、国民年金保険料の納付をめぐる申立人の記憶は曖昧であり、特に結婚後の期間については、申立人が保険料納付を先妻に一任していて、自らはそれに関与していなかったとしていることから、当該期間の保険料納付をめぐる具体的な状況は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により別読みを含む氏名の検索を行ったほか、申立期間について、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は91か月に及び、これほどの長期にわたって事務的過誤が繰り返し発生することは考え難い上、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年6月まで

私は、独立して会社を立ち上げた平成5年8月ごろ、A市B区役所で私の国民年金の加入手続と妻の種別変更手続きをした。

申立期間の国民年金保険料については、一人当たり月額1万3,000円ぐらいの保険料夫婦二人分を、区役所から送られてきた納付書により、私が毎月欠かさずC銀行D支店で納め、領収書も受け取っていた。

ところが、近年、記録を確認したところ、申立期間については、いつも一緒に保険料を納めてきた妻が納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされており、どうしても納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の記録から、申立人が加入手続を行ったのは7年9月ごろと推認され、同年9月21日付けで国民年金の資格を取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳からも確認できる。この場合、同年9月の加入手続より前の時点では、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、5年8月に加入して以降、欠かさず毎月納付してきたとする申立内容とは一致しない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間のうち、平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料について、過年度保険料として、翌年度以降に納付していることが確認でき、このことは、区役所から送られてきた納付書により毎月、夫婦一緒に納付したとする申立内容とは一致せず、申立人自身が申立期間について、夫婦の保険料納付を滞らせたことは無く、さかのぼ

って納付したことも無いとしていることとも相違する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から48年11月まで

私は、A市B区に住んでいた23歳又は24歳のときに、年配の女性の集金人が家に来て勧められたので国民年金に加入した。その後、3か月おきぐらいに集金に来て、白い紙の領収書を受け取った。しばらくして、20歳にさかのぼって納められると言われたので、20歳から加入手続前の期間の国民年金保険料として1万円から2万円の間ぐらいのお金を一括で納めたことを覚えている。25歳の時に近所に家を買って引っ越したときも、同じ集金人が来ていた。昭和48年ごろ、その集金人から振込みに変わりますと聞いた。そのすぐ後から国民年金手帳が送られてきたが、その手帳は無くしてしまった。当時は、C業種店に勤め、また経営もしていたこともあり、家賃2万5,000円ぐらいのマンションに住んでいたので1か月何百円ぐらいの保険料の支払いには全く困っておらず、28歳ぐらいまでは間違い無く自分自身で納めていたので調査をお願いしたい。そして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和61年9月24日を資格取得日として国民年金第3号被保険者の資格を取得しており、同被保険者名簿からは、同年8月以前の期間について納付不要と記載されることが確認できることから、申立人は、この時点で、初めて国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。この場合、昭和43年又は44年ごろに加入手続を行ったとする申立内容とは一致せず、資格取得日前となる申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人は、加入後しばらくしてから、加入時までのさかのぼった国民年金保険料として1万円から2万円の間ぐらいのお金を集金人に納めたと主張しているが、保険料額は3年分で5,800円、4年分で8,700円と大きく乖離している。

さらに、申立人は、加入手続以降の申立期間については、集金人が3か月おきぐらいに来て、白い紙の領収書を受け取っていたとするところ、申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は、年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であったことから、申立人の主張とは一致しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行い、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は97か月間と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年12月まで

私は、昭和41年8月ごろ、国民健康保険の集金人の勧めで国民年金に加入した。同集金人は、私がそれまでに加入していた厚生年金保険でもらえる年金では月額7万円に満たないということで、その不足分を国民年金で補えるように計算してくれた国民年金保険料額6万3,000円を、申立期間の保険料として一括で、私の妻が同年9月ごろ同集金人に納めた。その時に領収書をもらったかどうかは定かではなく、納付してくれた妻は既に亡くなっており証明してくれる者はいないが、確かにその金額は納めたので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに国民年金に加入し、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料として一括で6万3,000円を納めたと主張しているが、申立人に係るオンライン記録によると、厚生年金保険の加入記録のみであり、国民年金に係る加入記録は見当たらない。

また、申立人の未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みを含む申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、そのほか別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、昭和41年8月に国民年金に加入した翌月に、その時点から数えて5年以上後の申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付したと

しているが、これについて日本年金機構によると、当時、保険料の収納方法として前納制度は存在したものの、加入直後の保険料を未納としたまま将来の保険料を収納することは不自然であるとしている上、市では国民健康保険の集金人と国民年金の集金人は兼ねてはいなかったとしており、市の国民健康保険の集金人に保険料を納付したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付してくれたとする申立人の妻は既に亡くなっており、納付の状況は不明であるほか、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、昭和53年3月に国民年金へ任意で加入して以降、A銀行B支店(当時)の窓口で、納付書を使って3か月ごとに欠かさず国民年金保険料を納付してきた。その後、私が納付をやめたのは、61年4月に第3号被保険者となった時であり、その当時、私は夫から、今後は保険料を納付しなくても良いと言われたことを覚えている。

ところが、今般年金記録を確認したところ、加入手続以降、途中で国民年金保険料の納付を止めた覚えなど無いにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされており、納付できない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及び申立人に係る市の国民年金被保険者名簿のいずれの記載においても、申立人が昭和53年3月2日付けで任意加入により資格取得後、57年7月23日付けで資格を喪失していることが確認できることから、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年度第1期分を始期として、申立期間直前にあたる57年6月までの国民年金保険料を、口座振替により納付していることが確認でき、このことは、加入手続以降、金融機関窓口で納付書を使って定期的に納付していたとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立人は、任意加入手続後、資格の喪失に係る届出を行った記憶は無いとしているが、国民年金被保険者名簿からは、昭和57年7月23日付け資

格の喪失について、同年7月31日に喪失申出書の事務処理が行われていることと、同年9月30日に口座振替の収納停止に係る事務処理がなされていることが確認できる。これらの記載は、申立期間当時、国民年金保険料の納付について、口座振替制度を利用した状態で被保険者資格を喪失した場合、市への喪失申出書とは別に、被保険者側から金融機関側に対して口座振替取消届を提出する必要があったとする市の取扱いと整合し、制度上、任意加入被保険者の資格の喪失及び保険料の口座振替取消のいずれについても、申立人の意思表示を端緒になされることに鑑みると、これらの資格の喪失に係る事務処理については、申立人の意思により届出がなされたものとするのが自然であり、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付については、すべて妻に任せていたので、詳しいことは分からないが、妻は、昭和44年4月から保険料を納付していることから、そのころに妻が区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料についても、妻が国民年金に加入当初から、夫婦二人分の保険料を一緒に、3か月ごとに自宅に来る集金人に納付してくれていたのに、申立期間は、妻が保険料を納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和44年4月から国民年金保険料を納付していることを理由として、そのころに妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと思うと申し立てしているところ、妻は、妻自身の加入手続を含めて、具体的な記憶が定かではないと陳述していることから、夫婦の加入時期等に関する申立ての根拠が曖昧である。

そこで、申立人及びその妻に係る国民年金の加入時期を調査すると、妻の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和44年度に実施された20歳到達者等に対する適用対策により職権で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、妻の国民年金手帳の発行日が、昭和44年10月1日となっていることから、このころに妻の加入手続が行われたものと推定される一方、申立人の手帳記号番号は、45年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人については、申立期間後に加入手続が行われたものと推定される。したがって、夫婦それぞれ

れの加入時点において、申立期間の国民年金保険料は、妻は現年度保険料であるが、申立人は加入手続が行われる前の期間の過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対し、3か月ごとに夫婦の保険料を一緒に納付することができないものと考えられる。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、昭和44年4月ごろに夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を夫婦一緒に集金人に現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、申立期間である昭和44年度の印紙検認記録欄には、夫婦共に国民年金保険料を集金人に納付したことを示す検認印が認められない一方で、妻は、集金人が来た時に、手元に資金が無かったので、振込用紙をもらい、後日、郵便局で保険料を納付したことがあったと陳述しているところ、妻に関してのみ、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の保険料を、44年12月24日に郵便局で納付したことを証する2枚の領収証書の存在が確認できるほか、当時の家計簿の存在についても確認できる。その上で、当該家計簿の同年12月24日の欄を見ると、「国民年金」として、申立期間に係る一人分の保険料額である3,000円を支出した記載が確認できるとともに、当該領収証書の領収日は、申立人の加入手続が行われる前であることなどを踏まえると、この日に郵便局で納付された保険料は、申立期間に対する妻一人分の保険料であったものとみるのが自然である。

加えて、申立人の妻が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年9月まで

私は、昭和59年11月に現在の店を開店し、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、開店から2年後に、会計士から、「生命保険よりも、きっちり年金を支払った方が良い。」と言われたので、社会保険事務所(当時)で、妹と一緒に2年分の保険料をさかのぼって一括納付した。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹は、申立期間前の期間も国民年金保険料の未納期間となっているが、申立人は、申立期間を昭和59年12月からとしている理由について、同年11月に店を開店し、その2年後に2年分さかのぼって保険料を納付した記憶があるので、多分、開店の翌月まで納付したのではないかと思うと陳述していることから、その根拠が明確では無い上、納付金額についても具体的な金額はよく覚えていないと陳述するなど、保険料納付に関する当時の記憶が曖昧である。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されているとともに、当該手帳記号番号前後の第3号被保険者の状況等から、開店から約2年半後の昭和62年4月ごろに、妹と一緒に加入手続きが行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、60年1月以降の国民年金保険料は、時効にかからず納付が可能な過年度保険料である。一方、申立人及びその妹のオンライン記録を見ると、国民年金の加入手続きが行われたとみられる時期のさらに約2年後である平成元年1月26日に、その時点で2年の時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の昭和61年10月から同年12月までの3か月並びに63年2月

及び同年3月の2か月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付が行われるまで、申立期間直後の3か月間は、妹と共に保険料の未納期間であったものと考えられる。この場合、申立人及びその妹が、国民年金に加入した62年4月当時において、申立内容のとおり、過去2年分の未納期間の保険料をさかのぼって過年度納付していたとすると、同様に加入手続前の未納期間であった申立期間直後の61年10月から同年12月までの保険料を含めて、一緒に過年度納付しないのは不合理である。したがって、申立人が、社会保険事務所で、妹と一緒に2年分の保険料をさかのぼって納付したとする記憶は、平成元年1月に、2年間さかのぼって納付した当該過年度保険料の記憶であったとみるのが自然である。

また、申立人及びその妹に係る申立期間後の国民年金保険料の納付日は、一部を除きすべて一致していることが、それぞれのオンライン記録により確認できることから、基本的に申立人及びその妹の保険料は一緒に納付されていたものと考えられるところ、申立期間は妹も同様に保険料の未納期間となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妹に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

時期は定かではないが、A市B区役所で「今、一時金でまとめて納付すれば満額の年金を受給できる。」と言われ、当時、商売をしており、多少の無理もできたので、まとめて納付した。

当時、従業員であった姉も、自身の未納国民年金保険料について、同様にまとめて納付しており、その姉の記録は、昭和40年4月からすべて納付済みとなっている。

姉が納付済みとなっているということは、当然、事業主である私もまとめて納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉は、自身の過去の未納国民年金保険料を特例納付した同じ時期に、申立人の分についても、自身が、別途特例納付したと陳述している。

しかし、申立人の姉は、特例納付の金額について、一人当たり10万円以上であったと陳述しているものの、姉が、自身の分を特例納付した第2回特例納付実施期間中に、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を特例納付したとした場合、その金額は8万6,400円となり、金額が一致しない。

また、申立人の姉の特殊台帳を見ると、同人主張のとおり、昭和49年12月25日に40年4月から45年12月までの国民年金保険料について特例納付していることが確認できる。

この点について、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても年金受給資格期間が不足する者を対象に特例納付の勧奨を行っていたところ、申立人の姉が特例納付を

行った時点において、同人は既に44歳であり、これ以降60歳到達まで国民年金保険料を完納しても、年金受給権を確保できなかったことから、特例納付したと考えられる一方、申立人の場合、この当時35歳であったものの、既に5年間以上にわたって保険料を納付しており、60歳到達まで保険料を完納することにより、年金受給権を確保できる状況にあった。

さらに、B区保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の姉については、昭和40年4月から45年12月までの期間についての納付事跡はあるものの、申立人の申立期間に係る納付事跡は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の特例納付の時期及び納付書の入手方法等に係る申立人の姉の記憶は明確ではなく、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

時期は定かではないが、20歳になった当時、父が、当時住んでいたA市B区の区役所で加入手続をしてくれたと思う。

父から、老後のために国民年金保険料を納付していることを聞いており、少なくとも大学生当時は、父が納付してくれていたはずである。また、当時同居していた二人の弟の分についても、20歳以降は自分と同様に父が納付してくれていたと思う。

昭和44年4月から45年5月まで、C職として勤務しており、共済組合員であったが、C職を辞めてしばらくしてから、自分で、A市D区役所へ再加入手続に行き、手帳の交付を受けた。その際、過去の未納国民年金保険料について納付できると言われたので、共済組合加入時以前の何年間かの分を自分で納付したかもしれない。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D区において、昭和45年8月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和42年12月以前の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、自身の二人の弟についても、自身と同様に父親が国民年

金保険料を納付していたはずであるとしているものの、オンライン記録を見ると、二人の弟に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できない。

加えて、申立人は、手続時に共済組合加入以前の分の国民年金保険料をさかのぼって納付したかもしれないと陳述しているところ、仮に共済組合加入時を除いて過年度納付書が発行された場合、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳には、共済組合員資格の取得及び喪失の履歴を踏まえた国民年金被保険者資格の取得及び喪失の履歴が記録されているはずであるが、国民年金手帳及び特殊台帳のいずれにも、その履歴は無い。

このほか、申立人は、大学生当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の加入状況等は不明である上、申立人が申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から59年3月まで

国民年金の加入手続については、自分自身では行っていないのはっきりとは分からないが、一緒の職場で働いていた父親が加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、父親に任せていたのではっきりとは分からないが、次男であった私が中学卒業後からずっと父親と一緒に仕事をしていたので、父親は、自分たち夫婦と私の3人分の保険料を一緒に近所のA郵便局で定期的いきちんと納付してくれていたはずである。

申立期間の171か月間について、父親が一度も国民年金保険料を納付していないことは無いはずであり、申立期間の保険料がすべて未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和58年11月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、45年1月から55年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、56年1月から58年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料については、父親が定期的に納付してくれていたはずであり、後でまとめて納付することは無かったと思うと陳述している。

また、申立人には、昭和44年11月1日に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が、同じC区において、兄と連番で職権により払い出されていることが確認できるものの、この手帳記号番号による国民年金保険料の納付事跡は無く、取消処理されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、父親が、自宅近くの郵便局で納付していたと陳述しているものの、申立期間のうち、少なくとも昭和48年3月以前のB市における保険料の収納方法は、集金人による国民年金手帳への印紙検認が通例であり、当時の制度状況と符合しない。

このほか、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親は既に他界しているため、加入手続、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等が不明であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年2月まで

国民年金制度発足当時、父が私の国民年金の加入手続を行い、昭和42年12月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれており、結婚後は私が自宅に来る集金人に保険料を納付していた。

時期はよく覚えていないが、その集金人に、事情があつて国民年金をやめたい旨を伝えるまでの国民年金保険料は納付していたはずである。

私の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金の資格喪失日は昭和46年3月24日と記載されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人に係る国民年金任意加入被保険者資格は、昭和46年3月24日付けで喪失されていることから、申立期間はいまだ任意加入期間中であり、制度上、国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、時期ははっきりとは覚えていないが、集金人に国民年金をやめたい旨を伝えるまでの国民年金保険料は集金人に納付し、保険料を納付すると国民年金手帳に印紙が貼られ、領収印も押された^はと陳述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直前の昭和45年4月から同年9月までの期間については、同年9月25日付けの印紙検認が確認できるものの、その後の申立期間については検認印が無く、また、印紙も貼られていない上、印紙検認台紙も切り取られていない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付したとするのみで、納付時期に関する具体的な記憶は曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A市にあったB工場で勤務した期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時は、子を出産した直後であったが、子を預けて勤務していたし、当時の同僚の氏名も覚えており、私の妹も一緒であった。

また、当時は、月額 1 万 5,000 円から 1 万 8,000 円ぐらいの給料から毎月 450 円の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が元事業主の経営するB工場で勤務していたことが推認できる。

しかし、B工場は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、元事業主は、「私の経営するB工場は厚生年金保険に加入していなかったため、加入を希望する従業員については、兄の経営するC社で勤務していることにして、同社で加入手続を行った。」と陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶している3人の同僚のうち、申立人の妹及びもう1人については、同社で申立期間に重複する被保険者記録が確認できるが、残る1人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時に毎月 450 円の厚生年金保険料が給与から控除されていたと申し立てており、当該金額の記憶については、「申立期間当時は厚生年金保険に加入したくなかった。それで事業主に申し出たところ、加入は義務であると説明を受けた経緯があるので、よく記憶している。」と陳述

しているが、当該金額は申立人が主張する申立期間当時の給与額に見合う厚生年金保険料額とは相違している。

加えて、元事業主は、「申立期間に申立人を厚生年金保険に加入させたか否かは資料も無く分からないが、加入していない従業員の給与から保険料を控除するようなことは無い。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、アルバイトとしてA社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している元従業員はいないが、申立人のA社における勤務内容等に係る申立内容は具体的であり、また、複数の元従業員の陳述とも符合することから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時のアルバイト及びパート職員に係る人事記録等は保存していないため、申立人の在籍及び保険料控除等は不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員7人に照会し回答のあった3人のうち2人が、「期間は覚えていないが、入社後すぐには厚生年金保険に加入しない試用期間があった。」としているところ、当該3人について、自身が記憶している入社時期と同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較すると、2人については、入社から3か月又は1年後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間の厚生年金保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から34年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A組織に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA組織で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするA組織は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が名前を覚えている申立期間当時の役員は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、確認することはできない。

さらに、商業登記の記録から把握できるA組織の理事等のうち連絡先の判明した元理事の子は、「A組織は厚生年金保険の適用事業所ではなかったように記憶している。また、母は昭和36年4月から国民年金に加入していたので、おそらく父も国民年金に加入していたはずである。同年4月以前に社会保険に加入していたこともなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 18 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 8 月末までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する労働者名簿に記載されている申立人の退職日は昭和 60 年 1 月 16 日であり、また、雇用保険の被保険者記録における申立人の資格喪失日は同年 1 月 17 日で、いずれも厚生年金保険の記録と符合する。

さらに、A社が保管する申立人の退職届（昭和 60 年 1 月 16 日付け）には、昭和 60 年 1 月 20 日をもって退職したい旨の記載が確認できる。

加えて、A社の現在の事業主は、「申立人のことは覚えている。しかし、申立期間当時に会社の事務をすべて行っていた当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務時間及び保険料控除の状況等、詳しいことは分からない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料等はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 12 月 6 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給与額は 20 万円であり、20 万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 16 年 4 月に、20 万円から 14 万 2,000 円に改定されており、A社のほかの被保険者全員についても、申立人と同様に、同年 4 月に標準報酬月額が減額改定されている。

このことについて、元従業員の一人は、「申立期間当時、上司から、会社の経営状況が良くないため、給与額は変更しないが、従業員の標準報酬月額を下げ、健康保険料及び厚生年金保険料を減額すると説明を受けた。」旨陳述している。

また、当該元従業員から提出された申立期間の一部に係る同人の給与明細書を見ると、申立期間のうち、当該給与明細書で確認できる平成 16 年 4 月から 17 年 9 月までの期間について、給与は改定前の標準報酬月額に見合う額であるものの、控除されている保険料は、改定後のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

さらに、申立期間の一部に係る給与明細書を保管している別の元従業員から、当該給与明細書に記載の保険料控除額について聴取したところ、申立期間のうち、聴取できた平成 16 年 4 月から同年 8 月までの期間の保険料は、改定後のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料と一致する。

加えて、オンライン記録において、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正など、不自然な

点は見られない。

これらのことから、申立人についても、前述の元従業員二人と同様に、申立期間において、改定後のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 9 月から 60 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はD社（現在は、C社）にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の事業主の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月より前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚一人の名字を記憶しているが、その連絡先を特定することができないため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月1日に被保険者資格を取得している元従業員のうち、連絡先の判明した二人に照会したが、回答を得られず、これらの者からも申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、C社は、「当社の賃金台帳を確認したところ、昭和

59年3月から60年3月までの期間に申立人の記録がある。申立人は、当該期間に当社で勤務していた。」としていることから、申立人が、申立期間のうち、昭和59年3月から60年3月までの期間にD社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、D社がC社として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社提出の前述の貸金台帳を見ると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、同社も、「申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前であるので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、A社（現在は、B社）に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は一切保存されておらず、申立人に係る保険料控除及び納付については一切不明である。」としている。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、昭和 19 年 2 月 16 日付けで被保険者資格を喪失し、その後、同年 6 月 1 日付けで被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、当該資格の取得欄には、男子一般労働者であり、同年 10 月 1 日までは保険給付及び費用の負担に関して被保険者期間に算入しないことを意味する㊦の記載が確認できることから、当該被保険者資格の再取得は、法律改正によるものであることが分かる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後の記号番号を有する 30 人のうち、5 人の元従業員の欄には、申立人と同じ㊦の記載が確認できるところ、このうち 4 人は、申立人と同様に、昭和 19 年 6 月 1 日前に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日付けで被保険者資格を再取得していることが各人に係る旧台帳で確認できる。

加えて、申立人の同僚についての記憶は曖昧であり、連絡先を特定することができないため、これらの者から、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状

況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 8 月 23 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間①については、A社B工場での加入記録が、昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 15 日までの7か月となっているが、34 年 7 月から勤務していた。申立期間②については、C社での加入記録が、63 年 8 月 23 日から平成元年 3 月 1 日までの7か月となっているが、失業保険を受給するために1年間は勤めたので、昭和 63 年 2 月から勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同工場で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 36 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の元従業員の一人は「申立期間当時、10 人ほどの従業員がいたが、ある日、健康保険被保険者証を社長から一斉に渡されたことを記憶している。それまでは、保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社B工場は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、同工場等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、昭和 63 年 2 月からC社で勤務し、厚生

年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社提出の出勤簿を見ると、申立人が同社に昭和63年8月23日から勤務していることが確認でき、これは、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日と一致する。

また、オンライン記録において、申立期間にC社で被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、C社から提出された昭和63年8月分の諸給与支払明細書を見ると、申立人の同年8月の出勤日数が6日と記載されていることが確認できるほか、同社は毎月の保険料を翌月の給与から控除していたとしているところ、同年7月の保険料が控除されていないことも確認でき、事業主は、「昭和63年7月以前の諸給与支払明細書に申立人の記録は無い。出勤簿及び諸給与支払明細書の記録から判断して、申立人は申立期間に当社で勤務しておらず、申立期間の厚生年金保険料も控除していない。」としている。

加えて、申立人は、昭和63年2月からC社に勤務したとする理由について、「申立期間当時、失業保険をもらうためには、1年以上勤めなければならなかったはずであり、同社を退職後、失業保険の受給資格を得て、離職票を持って職業安定所に行ったので、1年間は勤務したはずである。」と陳述しているが、申立期間当時、失業保険は、失業保険の被保険者期間が通算して6か月以上であれば受給が可能であり、雇用保険の記録を見ても、申立人が、同年8月23日から平成元年2月28日までの6か月間、同社において被保険者であり、退職に伴って離職票の交付を受けたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 15 日から 32 年 2 月 6 日まで
② 昭和 32 年 2 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 6 月 3 日から 38 年 1 月 1 日まで

昭和 61 年 2 月ごろ、A 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について、照会したところ、昭和 28 年 6 月 15 日から 32 年 2 月 6 日までの期間について、脱退手当金支給済みとなっていた。

B 社を退職後、専門学校に通うため実家のある C 県に帰ったので、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないと申し立てている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 3 月 13 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格を喪失した女性 38 人のうち、申立人と同じ時期(おおむね 2 年以内)に脱退手当金の受給要件を満たしている 17 人について、脱退手当金支給記録を確認したところ、その全員が資格喪失後の約 3 か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、支給決定日が同一となっている例が複数みられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主により代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の 17 人のうち、申立人と同じ昭和 38 年 1 月 1 日に B 社において被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給記録が確認できる者からは、「当時、

B社の事務担当者から脱退手当金について説明があり、受け取った記憶がある。」旨の陳述も得られた。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、脱退手当金が支給決定される直前の昭和 38 年 1 月 30 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁(当時)から管轄社会保険事務所(当時)へ回答したことを示す「回答済」の記録が確認できることから判断すると、当時、脱退手当金の裁定請求手続が行われたことがうかがわれる。

加えて、申立期間の脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 25 日から 13 年 2 月 10 日まで
私は、平成 12 年 9 月 25 日から 13 年 2 月 9 日まで、人材派遣会社の A 社に登録し、B 社の C 区の支店において派遣社員として勤務していた。
ねんきん特別便の厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間のすべてについての加入記録が無かった。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成 12 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の A 社における入社日は同年 9 月 25 日と記載されており、退職日について、申立人は、「B 社が閉鎖する直前まで勤務していた。」としているところ、B 社は平成 13 年 2 月 13 日に D 社に営業譲渡されている事実が確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間において A 社に在籍し、B 社において派遣社員として勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記平成 12 年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄には、12 万 8,095 円と記載されているものの、摘要欄には前職の E 社における社会保険料等の金額は 12 万 8,073 円と記載されていることから、同年 9 月 25 日から同年 12 月末日までの期間については、A 社において厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、当時、A 社に在籍し、B 社の G 業務を担当していた者は、「当時、派遣社員は、1 年以上勤務した者で、かつ、本人の希望があった場合に厚生年金保険に加入させていた。B 社の派遣契約は短期間であったため、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述しているほか、当時の代表取締役も、「短期間就労の派遣社員は社会保険に加入させておらず、それらの者の給与から保険料を控除することは無かったと考えられる。」旨回答している。

さらに、A社に派遣登録し、平成10年4月から13年4月まで、ほかの事業所に派遣社員として勤務していた者も、「当初、A社から一定期間の継続勤務した後であれば厚生年金保険に加入できる旨の説明を受けた。私は、1年2か月後の平成11年6月から厚生年金保険に加入した。」と、上記G業務担当者及び代表取締役と符合する陳述をしている。

加えて、A社の後継会社であるF社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会したが、「資料の保管期間が経過し廃棄したため、不明。」である旨を回答している。

なお、H市役所における国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間を含む平成12年9月23日から13年4月1日までの期間は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7404 (事案 4589 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 35 年 8 月まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

新たな資料等はないが、申立期間当時、会社から健康保険被保険者証をもらっていなかったのは、会社に預けていたからであり、あんなに危険な仕事で健康保険に加入していなかったとは考えられないので、当時の事業主に確認し、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時の業務内容を明確に記憶していることから、A社に在職していたことは推認されるものの、同僚から「請負として勤務していた社員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との陳述が得られたほか、申立期間当時の事業主の連絡先が不明であり、事情照会することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

今回、申立人は、「健康保険被保険者証は、会社の事務所に預けていたと思う。危険な仕事で実際、けが人もよく出ており、健康保険に加入していないはずがない。また、当時の事業主はB市のD方面に住んでいると思うので、調査してほしい。」として再申立てを行っているが、申立期間当時の事業主は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できないため、所在が不明である上、電話帳等で調査しても、その所在、連絡先は確認できず、申

立人の社会保険への加入及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、改めて当時の複数の同僚に対し照会を行ったが、申立人の保険料控除等について具体的な陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 15 日から平成 2 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

同僚は入社と同時に厚生年金保険に加入しているのに、私は入社から約 1 年後に加入した記録とされている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人提出の社員名簿及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は既に廃業しており、申立期間当時の事業主は死亡している。また、当該事業主から事業を引き継いだ同人の妻は、「貸金台帳及び人事関係等を含む会社関係の資料をすべて廃棄した。また、申立期間当時、社会保険関係の手続等に関与していなかった。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等について確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から平成元年 12 月までの期間について、国民年金保険料の全額申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7406 (事案 4256 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 19 日から平成 4 年 2 月 3 日まで
平成 21 年 9 月 18 日付けで、年金記録確認第三者委員会への申立てに対して年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われたが、当該第三者委員会の判断の理由及び結論には整合性が無く、著しく正義に反する事実誤認があり、恣意的かつ偏見に基づくものであり到底納得できない。よって新たな事実による証拠を提出し本件に対する再調査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間は明らかではないものの、申立人がA社に在籍していたことは、同僚の陳述及び申立人が提出した「D記録カード」等により認められるが、i) 同社の事業主は、「社会保険に入りたくないという従業員もいたので、必ずしもすべての従業員を社会保険には加入させてはいなかった。」と陳述し、また、同社の複数の同僚は、「入社後1年から2年ほど後に社会保険に加入した。」と陳述していることから、同社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い、iii) 上記のほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、厚生年金保険料が控除されていたことを示す新たな事情として、「平成 2 年 2 月ごろにB病院で治療してもらった際、当初はE病であるとの自己診断から健康保険被保険者証を提示して受診したが、診察の結果、F

病で長期加療が必要であるとの診断が出たことから、労災保険に切り替えた。」と主張しているところ、B病院は、「申立人の診察券区分は労災を使用した患者に割り振られていた番号であるが、社会保険から労災保険に切り替えられたかは不明である。」と回答している。

また、申立人は、「A社就職後当時、C社から借金した際に健康保険被保険者証の提示で契約審査を通過した。同社から発行された領収書兼貸付明細書に記載されている契約年月日は平成3年2月5日となっており、申立期間に社会保険に加入していたことは明らかである。」と主張しているところ、C社は、「契約年月日は平成3年2月5日ではなく、2003年（平成15年）2月5日である。当社は平成9年に設立したので、申立期間に契約することはない。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7407

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 20 日から同年 3 月 20 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日にA社に入社し、51 年 1 月 20 日付けで退職した。しかしながら、社会保険庁（当時）の記録を確認すると、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 20 日となっており、加入期間が 2 か月間長くなっていることに納得がいかない。

雇用保険離職票や源泉徴収票などは残っていないが、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月 20 日にA社を退職したので、申立期間は、厚生年金保険被保険者ではなかったと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事・給与関係資料は保管しておらず、申立人の退職日等については不明であるが、従業員として在籍していたので、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料を納付していたと思う。」と陳述している。

また、申立期間当時のA社の同僚の一人は、申立人の退職時期について、「昭和 51 年春ごろに退職したと思う。私の母親が亡くなった翌年だったので記憶している。」と陳述している。

さらに、平成 8 年ごろに申立人が作成したと思われる履歴書には、A社の退職日が「昭和 50 年 11 月」と記載されており、申立人の主張する退職日と符合しないことについて、申立人は、「退職日についての記憶が定かではない。」と陳述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から 46 年 12 月 27 日まで
社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務した昭和 40 年 3 月 26 日から 46 年 12 月 27 日までの期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を得た。
脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 3 月 10 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社から提出されたC厚生年金基金加入員台帳を見ると、申立人に対し昭和 47 年 3 月 31 日に同基金から厚生年金基金特別脱退一時金が支給されていることが確認できるところ、当該特別脱退一時金の裁定請求に当たっては脱退手当金裁定請求書の受付証明書の添付が必要であったことを踏まえると、申立人は脱退手当金の請求を行っていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から52年3月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社にはいったん辞めて再度入社した記憶が無いので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が提出した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）及び離職証明書（写）により、申立人は昭和51年5月20日に不況による人員整理を原因として離職していることが確認でき、また、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）により、申立人が52年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険に加入している期間に加入記録がある元従業員33人のうち、所在が判明した15人に照会したところ、11人から回答があり、そのうちの1人は「業績不振で退職者を募集した時に申立人は辞め、それからはパートで来ていたと思う。パートの時は、手当も無く厚生年金保険にも加入していなかった。」と陳述している。

加えて、上記の被保険者名簿において、昭和49年7月23日から申立期間の始期を含む51年6月13日までの期間に被保険者資格を喪失している者が35人確認できることから、A社において当該期間に人員整理が行われたことがう

かがえる。

また、A社では、「申立人が申立期間にパートとして勤務していたかどうかは不明であるが、もし、勤務していたとしても、離職票を出したような人の給与から厚生年金保険料を引き続けていたことは考え難い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から29年5月1日まで

私は、A社退職後すぐの昭和27年5月1日にC社B支店に入社し、D業務に従事し、29年4月30日まで勤務した。申立期間は、同社に勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社B支店で勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料を保存していないことなどから、申立人が当社に勤務していたことを確認することができない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚に事情照会したものの、回答は得られなかった上、上司、同僚として名字のみを挙げた8人についても調査したが、このうち7人には被保険者記録はあるものの、いずれも亡くなっているか所在不明であり、これらの者から当時の事情及び申立人の申立期間における勤務実態等について確認することはできなかった。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる37人を抽出し、このうち所在の判明した8人に事情照会し、4人から回答を得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

なお、申立人は、昭和24年3月に学校を卒業したとしているが、学制改革により、同校は23年4月に改称している上、25年9月の災害の際に、同僚の

運転する車に便乗して父親の見舞いに行ったこと、及び26年10月に退職している同僚を覚えているとしているものの、申立期間と相違していることなどから、申立人の在職期間を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主及び厚生年金保険の事務を担当していた事業主の実弟は、申立期間当時、A社では、手取り収入を多くするため、本人の希望で厚生年金保険に加入しない従業員もいたと陳述しており、複数の元同僚も同様の陳述をしているところ、申立人と同職種のB業務従事者一人は、申立人と同様に雇用保険の加入記録は有るものの、同事業所における厚生年金保険加入記録は無いことが確認できる。

また、事業主及びいずれの同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料に係る陳述は得られなかった。

さらに、事業主は申立期間における厚生年金保険関係の資料を保存していないため、申立人に係る厚生年金保険の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料も無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 10 日から 50 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）へ照会したところ、A社（後にB社に社名変更）に勤務した期間のうち、申立期間についての加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 43 年 3 月から 53 年 3 月まで同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録を見ると、申立人は昭和 43 年 3 月 5 日にB社で資格を取得し、49 年 8 月 9 日に離職、その後 50 年 3 月 1 日に再度、同社で資格を取得し、53 年 3 月 31 日に離職しており、49 年 8 月 9 日の離職後に、雇用保険の求職者給付等の受給資格が決定されていることも確認できる。

また、B社は平成 5 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した 44 人に照会し、27 人から回答を得られたところ、10 人が申立人を記憶しているものの、このうち 4 人は、「申立期間当時、申立人は、B社を退職したように記憶している。」旨陳述している。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、

申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7413（事案 3800 及び 6064 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 22 日から 55 年 12 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている理由を当時の事業主の息子夫婦から聴取し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社での同僚の証言から申立期間における申立人の同事業所での在籍が推定できるものの、同事業所が加入している厚生年金基金の記録と社会保険庁の記録が一致している上、申立期間中に同事業所からの標準報酬月額算定基礎届が2回行われているにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の標準報酬月額の定時決定の記録は無く、また、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認することができないほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 3 日付け及び 22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、「当時の事業主の息子夫婦から事情を聴取してほしい。」旨申立てがあり、当時の事業主の息子の元妻の所在が確認できたため、同氏から当時の状況を聴取したが、「申立期間当時、義母（当時の事業主の妻）が一人で社会保険関係事務の手続を行っていたので、私は、申立人の申立期間に係

る厚生年金保険料の控除の状況については分からない。また、元夫は、現在、病気療養のため入院中であり、息子からは、直接話を聞ける状態ではないと聞いている。しかし、元夫も、私と同様に申立期間当時の社会保険関係事務には関与していなかったため、当時の事情は分からないと思う。」旨陳述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 6 年 2 月から A 社（当時）に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、平成 6 年 7 月 1 日に B 社（当時）での厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同社での被保険者資格を喪失後、同日に A 社での被保険者資格を取得し、7 年 12 月 21 日に被保険者資格を喪失後、同日に B 社での被保険者資格を再取得し、8 年 9 月 24 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間のうち、6 年 2 月 28 日から同年 7 月 1 日までの期間において B 社に在籍していることが確認できる。

なお、申立人は、「B 社及び A 社は、グループ会社であった。」旨回答しているところ、両社での厚生年金保険被保険者記録がオンライン記録から確認できる同僚は、「B 社は、A 社の創業者が同社の C 部門として設立した会社である。」旨陳述しているほか、両社に係る商業登記簿及び上記同僚を含む複数の同僚の陳述から、申立期間当時における両社の代表取締役が A 社の創業者及びその妻であること並びに両社の所在地が同一の場所であることが確認できる。

しかしながら、B 社及び A 社の両社での厚生年金保険被保険者記録がオンライン記録から確認できる同僚は、「申立人が入社時に B 社の在籍扱いとなった理由は分からないが、申立期間当時、同社及び A 社では、入社面接も創業者が自ら行っており、同氏は、試験及び面接では勤務が長続きするかどうか分から

ないと考えていたので、まずは入社させ、試用期間経過後に正社員として厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している上、B社での厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の平成6年7月1日に取得していることがオンライン記録から確認できる同僚も、「B社では、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したものと認識している。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、B社及びA社の両社での厚生年金保険被保険者記録がオンライン記録から確認でき、両社での社会保険事務担当であったとする同僚は、「入社後、試用期間があったと思う。申立人の厚生年金保険への加入手続のことは覚えていないが、厚生年金保険の加入手続については、すべて創業者の許可を得た上で行っていた。厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨陳述している。

さらに、B社は、平成9年10月21日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主であるA社の創業者は既に死亡している上、同社も20年5月29日に事業所閉鎖済みであり、当時の事業主である創業者の妻は、事情聴取が困難な状態とされるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、オンライン記録では、申立期間におけるB社及びA社での厚生年金保険被保険者資格の取得者に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 63 年 10 月 26 日まで

私は、A市B区に所在したC社の社員寮に居住しながら、昭和 58 年 6 月から 63 年 10 月まで同事業所に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、C社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票から、申立人の申立期間当時の住所地が、C社の取引先とされる事業所が回答したC社の住所地と符合することが確認できること等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務したとするC社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、C社の事業主とされる者に対し文書照会を行ったが、回答が得られなかった上、申立人が同事業所での同僚として氏名を挙げた者は、いずれも所在不明であるため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 16 日から平成 8 年 1 月 11 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私が A 社に勤務していた期間のうち、昭和 60 年 3 月 16 日から平成 8 年 1 月 11 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と比較して低額になっている。当時の給与支払明細票等を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 60 年 3 月から平成 4 年 10 月までの期間及び 5 年 7 月から 6 年 11 月までの期間の標準報酬月額について、申立人提出の給与支払明細票における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、平成 4 年 12 月から 5 年 6 月までの期間及び 6 年 12 月から 7 年 12 月までの期間の標準報酬月額について、申立人提出の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料等の合計額とほぼ符合している。

さらに、申立期間のうち、平成 4 年 11 月の標準報酬月額について、申立人

から給与支払明細票及び同年分の給与支払報告書が提出されていないため、厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できない上、A社は、平成21年3月16日に適用事業所ではなくなっており、同社の経理部門を担当していた元役員は、「当時の賃金台帳等は残存しないが、オンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 39 年 10 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社（現在は、B社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社から提出された同社作成の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の資格取得年月日（かっこ書きで「入社年月日」と記載されている。）は、オンライン記録における資格取得日と同一日の昭和 41 年 8 月 1 日と記載されているところ、同社は、「当該被保険者台帳の記載から、申立人の入社日は、昭和 41 年 8 月 1 日であると考えられる。また、申立期間当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する上司及び同僚は、いずれも所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた 10 人中 1 人は、申立人が申立期間内に勤務したとする同社D支店で昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで勤務したとしているが、同人は申立人を知らないと陳述しており、その他の 9 人も申立人を知らないと陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、申立期間当時、A社と事業主が同一であったC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 44 年 3 月 3 日から同社に勤務したことが記載された職員履歴カードを提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の職員履歴カード及び複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間にA社で臨時社員として勤務したことが認められる。

しかし、申立人と同じ昭和 44 年 3 月に臨時社員として採用されたとする同僚二人は、申立期間当時の失業保険日雇労働被保険者手帳を所持しているほか、このうち一人は、日雇労働者健康保険被保険者手帳も所持していることから、申立期間当時、当該二人は、厚生年金保険の加入対象とならない日雇労働者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和 44 年 5 月 1 日であることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に資格を取得している 22 人のうち、雇用保険の記録を照会することができた 9 人中 7 人は、同年 5 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認でき（ほかの 2 人は、加入記録が見当たらず。）、申立人と同様、雇用保険の資格取得日に係る記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社の事業を継承するC組織は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から29年まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和26年9月から29年までB業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、事業主は既に死亡しているほか、申立人は上司及び同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるため、事業主等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 58 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料控除額が記載された申立期間の一部の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の息子の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人及び前述の事業主の息子は、「会社の従業員数は3人であった。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人提出の昭和 57 年 4 月分の給与明細書には厚生年金保険料控除額が記載されているが、A社は、上記のとおり厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしておらず、当該事業所に使用される申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったと考えられることから、上記給与明細書に記載された厚生年金保険料は、申立人が厚生年金保険被保険者として控除されたものではないと考えるのが相当である。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 1 月 26 日から同年 2 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 60 年 2 月から 61 年 2 月まで勤務し、厚生年金保険には 60 年 5 月から加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の被保険者台帳及び雇用保険の記録から、申立人が昭和 60 年 8 月 26 日から同社で勤務したことが確認でき、申立期間の一部について勤務が認められる。

しかし、上記の被保険者台帳及びA社が加入するC健康保険組合提出の被保険者原簿を見ると、申立人の同社での資格取得日は、いずれも昭和 60 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、A社は、「申立期間当時、採用後 1 か月間の試用期間を設け、試用期間後に厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているところ、申立人及び申立人と同一日に入社した同僚 2 人を含む元従業員 3 人は、入社後約 1 か月経過してから資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給記録によれば、申立人は、昭和 60 年 3 月 10 日に前職のB社を離職後、同年 7 月 25 日から同年 8 月 25 日まで、失業を事由とする基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 61 年 2 月 20 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、上記の被保険者台帳及び雇用保険の記録から、申立人の A 社における離職日は、昭和 61 年 1 月 25 日であることが確認できる。

また、上記の被保険者台帳及び被保険者原簿に記載されている申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 61 年 1 月 26 日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで B 業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が A 社で勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、保険料も控除していない。従業員には、各自で国民年金に加入するよう指導していた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 53 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 47 年から 53 年 3 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社及びA社で下請事業者として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社は、昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではなく、また、A社は、53 年 2 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

さらに、B社の事業主であったとされる者及びA社の元事業主並びに当該複数の元従業員は、「申立期間において下請業者が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と陳述している。

加えて、B社及びA社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、両社の親会社であるB社は、申立期間当時の両社に係る資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。